

地質調査所月報をより良いものにするために —カテゴリーの整理拡充と月報賞の創設—

野田徹郎*

Tetsuro NODA (1998) Improving Bulletin of the Geological Survey of Japan: Expansion of description category and establishment of the GSJ Bulletin Award. *Bull. Geol. Surv. Japan*, vol. 49 (4), p. 143-145.

1. はじめに

後述する編集規程にあるように、地質調査所月報は、「地質調査所が行うすべての分野の調査研究によって得られた知見・情報を速やかに報告し、社会の利用に供するための唯一の定期刊行物」である。編集委員会はこの役割を重視し、所内の協力を得ながら地質調査所月報の一層の振興を図るべく努力している。ここ数年検討してきたそのための具体策の実現が一応の段階に達したので、平成10年度のスタートに当たり経過とともに紹介しておきたい。振興のための具体策は、以下に述べる「カテゴリーの整理拡充」と「月報賞の設置」の大きい2本の柱からなる。

2. 経 過

2.1 所長諮問

平成7年4月11日、佐藤壮郎地質調査所長より、「地質調査所出版物のあり方について」の諮問が出された(地質調査所, 1995a)。その内容は「地調月報・地質ニュース・各種報告等の出版物について、出版物としての効果、業務負担、経費などの点で、見直すべき点があるかどうかを検討し、検討結果を総合的に判断して、それぞれの出版物の今後のあり方について具体的方針を示す。」とするものであった。これに対し、出版物検討委員会(委員長中尾征三海洋地質部長)が組織され検討を行うこととなった。

2.2 出版物検討委員会の答申

出版物検討委員会は6回に及ぶ会合を開いて慎重に審議を行い、平成7年7月7日に諮問に対し答申した(地質調査所, 1995b)。答申のうち、地質調査所月報に関する重要部分を紹介する。

2.2.1 月報の必要性と改善

月報の必要性と改善を要する点については、答申の「概要」中に次のようにまとめられている。

「地質調査所月報及び地質ニュースは、それぞれ独自の目的をもった出版物であり、今後とも、地質調査所ひいては我が国の地球科学界・関連の実業界にとって継続的な出版が必要なものと認識する。ただし、地質調査所月報については、いわゆる原著論文に相当する類の記事、短報、業務報告的な記事等のカテゴリーをより明確にするとともに、図表の内容や説明を英文で表記するなどして交換用文献としての価値を高める、原著論文原稿の査読制度を整備して、その評価を高めるための具体策を検討する、当所の雑報扱いになっている各種の報告書等をベースとして月報に掲載できる論文や報告等の原稿を開拓する、などの改善を図ることが必要であろう。」

2.2.2 改善具体策

環境整備: まず、改善の具体策として、答申の「月報についての改善策」に次のように示されている。

「月報は、研究成果を論文として発表するためでなく、業務報告のための出版物でもあるが、これまでは明らかに前者の比重が大きい。広範な内容の記事が掲載できるような環境や、執筆者にとって魅力のある形式を整備するとともに、投稿から掲載までの流れを一層円滑なものにする必要がある。また、海外での利用価値を高めるための工夫も必要であろう。」

掲載内容: 答申には、月報に掲載される記事の内容に関する具体的な改善策の一つとして、次のようなカテゴリーの整理拡充案が含まれている。

・記事のカテゴリー(報文、短報、資料など)を再整理し、投稿規定・執筆要項を早急に整備する。

・カテゴリーの再整理にあたっては、各種研究計画の進捗状況をタイムリーに(たとえば、計画初年度、中間年度及び最終年度(終了報告)など)紹介できるようなコーナーを設ける。また、このコーナーへの研究計画終了報告の掲載を義務化する。

・特研のグループの費用負担で独自に印刷され、当所

*編集委員会委員長(地震地質部)(Chairman, GSJ Bulletin editing committee)

Keywords: Bulletin of the Geological Survey of Japan, Description category, The GSJ Bulletin Award

発行の形をとっている発行部数の少ない報告書類は、原則として研究資料集(オープンファイル)として登録し、公表は月報で行う形式を推進する。

投稿奨励:また、月報への投稿を促進するために、執筆者にとっての魅力を増大させる観点からの改善策が提案されている。

- ・月報に掲載された原著論文の評価を高めるための具体策を検討する。たとえば、所長論文賞などの顕彰制度を設ける。

2.3 具体案の作成

出版物検討委員会の答申について基本的な反対はなかったことから、同答申の具体化に向けての検討材料となるいくつかの項目についての素案を作成することが、所長から出版物検討委員会に依頼された(地質調査所, 1995c)。項目の中には月報についての次の改善策が含まれる。

- ・カテゴリー再整理の具体案(その他報告書・オープンファイルの扱い方を含む)
- ・投稿規定・執筆要領整備の際に考慮すべきポイント、できれば具体案
- ・投稿促進のための具体案
- ・査読の手引作成の際に考慮すべきポイント、できれば具体案

出版物検討委員会は、上記についての改善の多くは、地質調査所月報等編集規定及び同投稿・執筆要領に明文化することにより具体化できるとする基本的考えを具体的素案(地質調査所, 1995d)として示し、それぞれの案(地質調査所, 1995e)及びその改訂案である第2案(地質調査所, 1995f)を作成した。その後の最終案の作成に向けての議論と作業は編集委員会に委ねられた。これらの案の柱となるのは、月報掲載記事のカテゴリーの整理拡充であった。

編集委員会で議論された最終案(地質調査所)は、地質調査所月報編集規程、投稿・執筆要領、査読の手引(地質調査所編集委員会, 1996)として次節のように結実した。しかし、答申で触れられた投稿促進のための改善策の一つである顕彰制度の設置については、具体化は別の機会を待つこととなった。

3. カテゴリーの整理拡充

地質調査所月報編集規程には、月報記事のカテゴリーとその内容に関し次のように記されている。

(1) 口絵(Frontispiece):速報的な短報あるいは論文や総説などに関する写真・不可避的にカラーで印刷する必要のある図を中心に構成される。2頁又は4頁編成。ただし、本文の中にアート紙又は普通紙で印刷されるカラーページよりも口絵である方が好ましい場合に限り掲載

する。

(2) 論文(Articles):通常の学会誌で原著論文として取り扱われる類の記事。ただし、月報の場合には、頁数の制限を特に設けないので比較的豊富なデータや多量の図表を含むものも掲載できる。(学位論文の一括掲載が好例)。

(3) 概報(Reports):論文に準じて、記載や暫定的あるいは予察的解釈を中心とする記事。工技院特別研究促進費調査報告書や工技院特研の研究概要報告書等の内容に必要な加筆を施したものが含まれる。

(4) 総説(Reviews):特定のテーマに関して既存論文を体系的に紹介するもの。ただし、既存の考え方に対する批評や将来の研究報告についての著者の見解を含まないものは、原稿の規模に関わらず、“資料・解説”とする。

(5) 短報(Short Articles):速報性のある短い論文。刷り上がり原則4頁以内。

(6) 資料・解説(Notes and Comments):各種データの紹介、時宜を得た用語(専門的な学術用語、国際的な共同研究課題、国際的な機関、及びそれらの略称など)の解説など。

(7) 講演要旨(Abstracts):研究発表会、研究講演会等の講演要旨。ただし、プログラム(ちらし)に掲載されたものではなく、字数の基準を定めて月報掲載用に作成したものを扱う。

(8) 研究紹介(Research News):研究課題の開始年度、中間年度及び終了年度における進捗状況等(開始年度については計画の紹介)。図表を含む比較的小規模なもの(刷り上がり2-4頁)とする。中間年度及び終了年度については年報に図表がついたものをイメージ。

(9) 上記のカテゴリーに類さない記事を掲載する必要がある場合には、随時処理する。

このように、従来報文、短報、資料及び講演要旨であった月報のカテゴリーが、口絵、論文、総説、短報、概報、資料・解説、講演要旨、研究紹介、出版物紹介、ニュースに整理拡充されそれぞれ定義されている。また、このカテゴリーに類さない記事も掲載対象となり得るとされている。

なお、地質調査所月報査読の手引には、カテゴリー別の査読の要領について次の記述がある。

・査読は、原則としてすべての原稿を対象として行われる。編集規程2.(2)項に定めた査読は、同規程6.に定めた記事のカテゴリーのうち、論文、概報、総説及び短報の範囲で差し支えない。

ここでは、査読はすべての原稿に対し行うものの、記事の目的からして論文、外報、総説及び短報以外のカテゴリーについては、編集規程に定めた厳密な査読は要さず柔軟に査読することが記されており、気軽に投稿でき

るよう配慮している。

4. 月報賞の創設

懸案であった顕彰制度の設置については、編集委員会で検討し、平成9年12月16日に月報賞(the GSJ Bulletin Award)の創設を提案した(地質調査所, 1997)。所議での審議の結果、平成10年1月21日に地質調査所月報賞表彰規程(地質調査所, 1998)が制定された。規程の抜粋を次に掲げる。

(目的)

第1条 月報に関する優秀な業績に対し、月報賞としてこの規程により表彰を行い、もって月報に関する活動の振興を図る。

(対象)

第2条 月報賞は、各年1年間の月報に関する業績のうち、次に掲げる各号の一に該当するもの若干数に対して行う。

一 掲載した論文等(以下「掲載論文等」という。)のうち、特に優秀と認められるもの。

二 掲載論文等のうち、執筆者が掲載時点で満40歳未満であり、発展が期待される優れたアイデアを有するもの。

(表彰受賞者)

第3条 前条各号に該当する各件において、もっとも貢献の大きかった者(投稿の場合は、原則として筆頭執筆者)に授与するが、貢献の程度によっては、各件の複数者にも授与する。

5. おわりに

以上紹介した月報振興のための具体策は一朝一夕で成ったものではない。関わった方々をここに記して謝意を表したい。

きっかけは、平成7年当時の佐藤壮郎所長の諮問によって与えられた。以後、歴代の所長及び所議メンバーの方々には所議の場で議論いただいた。所長諮問を受けられた中尾海洋地質部長を委員長とする出版物検討委員会には、月報改善の方向性を与える熱心な検討をいただいた。これを引き継いだカテゴリーの整理拡充を主な内容

とする編集規程等の最終案は、当時の編集委員会(委員長 中嶋鈺物資源部長)でまとめられた。これに現在の編集委員会で検討した月報賞の設置を加えて月報振興策は一段落した。この間、折々の編集委員会のメンバー及び事務局である情報管理普及室の各位にはそれぞれの立場で尽力いただいた。篠原庶務課長補佐には、月報賞表彰規程の文言を整えていただいた。

月報の振興に当たってもっとも感謝すべきは、これまでたくさんの投稿をいただいた所内外の執筆者の方々である。また日頃から編集業務の任に当たっていただいている情報管理普及室の方々の骨折しも忘れてはならない。

ここに述べた月報振興策は、出版物検討委員会の勧告と比較するとまだ不十分な点がある。編集委員会はこれらの点の改善に今後も努力する所存である。皆様方には、以前よりカテゴリーが広がり、執筆者の評価のチャンネルも増えたことを汲んでいただき、一層活発な投稿をお願いしたい。

文 献

- | | |
|------------------|---|
| 地質調査所(1995a) | 地質調査所所議資料(平成7年4月11日) |
| 地質調査所(1995b) | 地質調査所所議資料(平成7年7月7日) |
| 地質調査所(1995c) | 地質調査所所議資料(平成7年8月29日) |
| 地質調査所(1995d) | 地質調査所所議資料(平成7年10月11日) |
| 地質調査所(1995e) | 地質調査所所議資料(平成7年11月28日) |
| 地質調査所(1995f) | 地質調査所所議資料(平成7年12月12日) |
| 地質調査所編集委員会(1996) | 地質調査所月報編集規程, 投稿・執筆要領, 査読の手引, 地質調査所, 12. |
| 地質調査所(1997) | 地質調査所所議資料(平成9年12月16日) |
| 地質調査所(1998) | 地質調査所月報賞表彰規程 |

(受付: 1998年2月13日; 受理: 1998年2月18日)